

よくあるご質問 (FAQ)

「自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業」

2. 事業概要

(3) 事業内容について

自動走行ロボットを活用した配送サービスの対象は、陸上サービスのみですか？

『自動走行ロボット』の位置付けと走行場所につきましては、下記を想定しています。(公募補足説明資料 P. 5, 6)

○自動走行ロボットの位置づけ

- ・人が乗らないものとする。
- ・歩道、車道、路側帯、歩道等と車道の区別のない道路、私有地等を走行する。
- ・歩行者や他のモビリティ等と共存し、安全な速度と方法で活用されるものとする。

○走行場所

歩道等と車道の区別のない道路に加えて、歩道等と車道の区別のある道路では、自動走行ロボットの機体、走行距離、走行速度、道路環境等により、以下の類型を想定。

- ①歩道等（路側帯を含む）を走行
- ②原則として歩道等を走行するが、必要に応じて車道を走行
- ③原則として車道を走行するが、必要に応じて歩道等を走行

なお、本事業では商業施設のバックヤードの館内搬送等、私有地内搬送サービスも対象とする。

研究開発項目①-2の実証を行うにあたり、公道を使用する際の使用許可は必要ですか？

「自動運転の公道実証に係る道路使用許可基準（令和元年、警察庁）」等を踏まえて、実験計画書を作成して下さい。その際、警察庁交通局交通企画課に実験計画書の事前相談をお願いします。その後、関係都道府県警察と調整の上、所管警察署へ道路使用許可申請を提出願います。

(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/jidosoko_robot/pdf/002_04_00.pdf)

(警察庁交通企画課自動運転企画室 メールアドレス：auto.drive_div@npa.go.jp)

公道実証の場合に使用する実験車両は、保安基準への適合性（同基準の緩和措置含む）の確認は必要ですか？

国土交通省の確認が必要です。詳細及びお問い合わせ先については、以下の HP「自動配送ロボットの基準緩和認定制度について」を御確認ください。

(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/jidosoko_robot/pdf/002_05_00.pdf)

提案書の提出時点では、実証予定場所の確保については協議中ですが、応募は可能でしょうか？

可能です。実証場所の確保もしくは見込み状況や道路使用許可申請の手続き進捗状況について、応募時点における最新の情報をご記載願います。採択審査時の審査項目、事業者評価「技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ」として審査対象となります。

(5)事業規模について

事業総額300百万円とありますが、何件ぐらい採択されるのでしょうか？

新規採択予定件数は定めず、新規採択予算に応じ、提案内容の優れているものを採択します。(<https://www.nedo.go.jp/content/100918699.pdf>) 4. 事業内容

海外企業との連携について、制約等がありますか？

助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有することが必要です。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918699.pdf>) 3. 応募要件参照

(6)事業スキームについて

自社内ですでに実施している研究結果や開発成果を NEDO 事業に適用可能でしょうか？

既に自社研究・開発しているシステム等の一部を本事業に使用することは問題ありません。但し、原則、助成期間中に発注し、かつ支払が完了したものを費用計上の対象としますので、事業期間以前に発注した費用の計上は認められません。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918229.pdf>) 2. 経費計上の注意点 (4) 経費計上を認める期間

NEDO 事業と自社の開発事業を連動して活動を実施することは可能でしょうか？

可能です。但し、発生経費について、本助成事業と自社事業とを明確に仕分ける必要があります。明確に出来ない経費については、助成対象経費として認められない場合がありますのでご注意下さい。

今回の NEDO 事業はロボットを開発するメーカーへの支援が狙いでしょうか？

ロボット開発も一つの要素ではありますが、新たな配送サービスを実現する観点でのロ

ボット・システムの実証及びその社会受容性向上に向けた分析・検討までが本事業の目的となっています。従い、新たな配送サービスを実現するために実効性のある開発、実証、分析・検証を行うことが可能であれば、ロボットメーカーに限定することなく助成の対象となり得ます。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

3. 応募要件 (1) 助成対象事業者に「**iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。**」とありますが、どのような想定をしておけばよいでしょうか？

要件は以下の通りです。

「NEDO が定める助成金交付規程 (<https://www.nedo.go.jp/content/100918247.pdf>) を理解し、その規程に基づき適切に対応可能な者を配し、相互監視等による会計の真実性及び明瞭性の担保が図れる管理体制を有する。」

助成事業に係る経理その他の事務の人件費経費も計上できますか？

「経理その他の事務に従事する場合の人件費」および「経理その他の事務のために発生した経費」の計上は認められません。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918229.pdf>) 2. 経費計上の注意点 (3) 留意点

交付決定前に装置の発注は認められますか？

交付決定前の発注は認められません。また、労務費計上も交付決定日以降可能となりますのでご注意ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf> (P. 14 事務手続きフロー および P. 30、経費計上を認める期間)

3. 応募要件 (1) 助成対象事業者 vi. にある「知財産権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有する」とは、具体的にどのような能力でしょうか？

例えば、国際連携による共同研究案件の場合、研究によって得られた成果の知的財産権がどちらに帰属するかについて、助成事業者自らが共同研究先と交渉して頂く必要があります。

なお、国際連携による共同研究案件の場合以外においても、本事業により得られた知的財産権等の研究成果は助成事業者に帰属しますが、事業期間中及び事業終了後 5 年間（企業化状況報告義務の期間）は、知的財産権等の研究成果を適切に管理する必要があります。

経理等のエビデンス不足、事務処理ミスがある場合、どのような問題が生じますか？

助成対象経費として認められない可能性があります。

(2) 助成対象事業

「企業化状況報告」とは何でしょうか？

「企業化状況報告」は、交付規程 (<https://www.nedo.go.jp/content/100918247.pdf>) に基づき、事業終了後5年間は企業化状況報告の提出および収益納付の義務を課す、としたもので、当該助成事業に係る過去1年間の企業化状況について報告して頂くものです。

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

中間評価、ステージゲートを実施する場合の時期はいつごろになりますか？

研究開発項目①-2 の開発成果の実証前に実施することを予定しています。

(3) 収益納付

収益納付の具体的な内容を教えて下さい。納付義務がなくなる期限はありますか？

助成事業の完了年度の翌年度以降5年間が算定対象となります。詳細については (<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf>)

XⅢ助成事業終了後の手続き等 2, 企業化状況報告・収益納付 をご参照ください。

(16) 標準化への対応

標準化に取り組むことになった場合、予算の増額はありますか？

未定です。標準化の可能性が出てきた時点でご相談ください。

その他

パートナー企業との共同提案や一部の研究開発内容を委託することは可能でしょうか？
可能です。

一部業務を外注予定ですが、外注について何か制約はありますか？

助成先等が定めた規程に基づいて行ってください。ただし、1契約が200万円以上（消費税込）の場合は、必要とする仕様を定めた上で経済性を確保する観点から、助成先等の規程にかかわらず、競争原理を用いた2者以上の相見積（見積競争）を原則とします。

また、助成事業の本質的な部分（研究開発要素のある業務）は、外注することはできません。外注する内容については、十分な検討をお願いします。

購入設備の所有権はどうなりますか？ 固定資産化する必要はありますか？

助成事業で取得した機械装置等の財産所有権は、助成先にあります。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf>) I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要 4. 助成事業で取得した財産の取扱い

ファイナンス・リース契約による機械装置等の調達も可能です。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf>) V. 機械装置等費 1. 機械装置等費の細目

特許を申請する場合、事前にNEDOへの報告が必要でしょうか？

事前申請は不要ですが、研究開発の期間中に特許又は実用新案の出願をした場合は、実績報告書の別紙である助成事業結果報告書および産業財産権等届出書の提出をお願いします。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf>) XV. 交付規定 第9条 九項

装置輸送の際の保険費用は認められますか？

研究機器等を運搬する際に必要となる保険料も計上することができます。

当事業の研究員が他事業を実施することも可能でしょうか？

当該助成事業に従事する研究員が他の事業に従事することは可能ですが、助成費用として計上できるのは、当該助成事業に従事した時間・期間のみとなりますので、適切な労務時間管理をお願いします。

助成金の前払いは可能でしょうか？

年4回、概算払いの機会を設けています。不必要に過大な請求額とならない額で概算払いの申込・請求をしてください。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf>) X. 助成金の支払 2. 概算払手続き

本事業で購入した装置、材料、消耗品等を他の自社事業でも利用可能でしょうか？

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費のみしか助成対象になりません。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100918225.pdf>) XV. 交付規定(別記) 助成対象費用<表>

助成期間はいつからいつまでですか？

NEDOが交付決定した日から2021年9月30日までとなります。